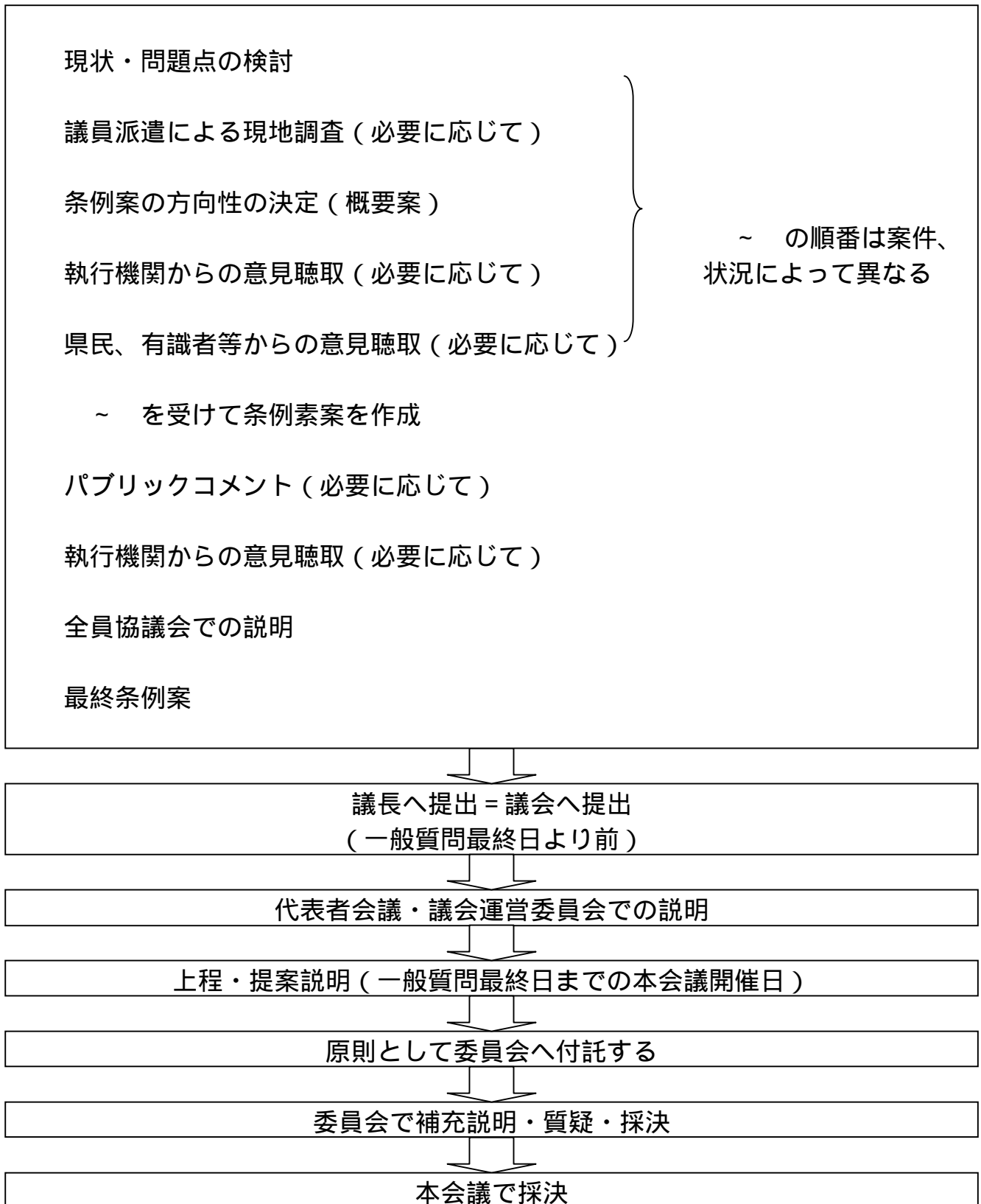


## 第1回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成19年12月7日

- 1 正副座長の選出について
- 2 今後の進め方について
- 3 次回の日程について

申合せに基づく条例立案のフローチャート（検討会の場合）



## 食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）スケジュール（案）

第1回：（12月7日）

- ・正副座長の選出
- ・今後の進め方について

第2回：（12月19日午後）

- ・方向性の確認

第3回：（1月上旬）執行部（健福・農商）からの意見聴取

第4回：（1月上旬）要綱案を座長から提示・検討

第5回：（1月中旬）執行部からの意見聴取

第6回：（1月中旬）有識者・関係団体からの意見聴取

第7回：（1月中旬）条例素案の作成・検討

1月中旬～パブリックコメントの実施（約1ヶ月）～2月中旬

第8回：（2月中旬）パブリックコメントの報告・条例素案の検討

第9回：（2月下旬）執行部からの意見聴取

第10回：（2月下旬）全員協議会での説明

第11回：（3月上旬）最終条例案

3月中の公布、4月1日の施行を行う場合、新申合せにより一般質問の最終日（3月7日）より前に条例案を議会へ提出する必要がある。

議会へ提出した後は委員会への付託を要する。